

政令第 号

道路運送車両法施行令及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百五条第一項及び第二項並びに独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「第六十三条の四第一項」の下に「、第六十四条」を、「第七十四条第一項」の下に「、第七十四条の二」を加え、「並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項」を「、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第五十四条の三第一項の規定による報告徴収及び立入検査の権限は、自動車若しくはその部分の改

造、装置の取付け若しくは取り外しその他これらに類する行為を行つた者の事務所その他の事業場の所在地又は自動車の使用の本拠の位置若しくは現在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第二条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人交通安全環境研究所の項中「第十二条第四号」を「第十二条第三号及び第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表

独立行政法人交通安全環境研究所の項の規定は、平成十八年四月一日に始まる事業年度を含む独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）以後の中期目標の期間に係る国庫納付金について適用し、平成十八年三月三十一日に終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国庫納付金については、なお従前の例による。

理由

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自動車又はその部分の改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査に関する地方運輸局長の権限を運輸監理部長又は運輸支局長に委任する等の必要があるからである。